

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長への委任等に関する規則

平成四年二月二十一日
三重県公安委員会規則第一号

改正 平成 五年 七月二三日三重県公安委員 平成 九年 九月三〇日三重県公安委員
会規則第四号 会規則第四号
平成二〇年 八月 五日三重県公安委員 平成二四年一〇月三〇日三重県公安委員
会規則第四号 会規則第四号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長への委任等に関する規則をここに公布する。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長への委任等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第二項の規定に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）に規定する三重県公安委員会の事務の三重県警察本部長（以下「警察本部長」という。）への委任等に関し必要な事項を定めるものとする。

(警察本部長への事務の委任)

第二条 法第三十五条第一項の規定による命令（以下この条において「仮の命令」という。）に関する事務、法第十二条の四第二項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務、法第十五条第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第四項及び第五項に規定する事務並びに法第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務は、警察本部長が行う。

(警察署長への事務の委任)

第三条 法第十一条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二條第一項、第二十六条第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項及び第三十条の十第一項の規定による命令は、警察署長が行う。

附 則

この規則は、平成四年三月一日から施行する。

附 則（平成五年七月二十三日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、平成五年八月一日から施行する。

附 則（平成九年九月三十日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成二十年八月五日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年十月三十日三重県公安委員会規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。